

新木小学校PTA会則



あらきっ子

いい声 いい顔 いい姿

基本的な考え方

1. 一人ひとりの意見や願いが、よく反映されること。
2. 会員の所属する学級が活動の基盤になること。
3. 子どもたちに還元できること。
4. わが子の在学する6年間に、「できる人が、できる時に、できることを行う」コミュニティとして、会員一人ひとりによって支えられる、新木小学校PTAであること。

第1章 総 則

(名称・事務局)

第1条 本会は、新木小学校PTAと称し、事務局を校内におく。

(目的)

第2条 本会は、親と教師が協力して児童の幸せを願い、健やかな成長・発達を目指して活動するとともに、会員相互の親睦と資質の向上を目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者および教職員とする。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 一 教育の理解と協力に関する活動
- 二 児童の校外における生活の指導
- 三 地域における教育環境の整備をはかる活動
- 四 その他、本会の目的達成に必要な活動

(方針)

第5条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- 一 児童の健全育成を本旨とする自主独立の団体として活動し、児童の教育および福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 二 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
- 三 教職員の人事に干渉しない。

第2章 総務役員、会計監査、顧問および少年指導員

(総務役員・会計監査・顧問)

第6条 本会に次の総務役員をおき、総務会を構成する。

- 一 会 長(1名)
- 二 副会長(3名)
- 三 書 記(3名)
- 四 会 計(2名)

2 本会に会計監査(2名)をおく。

3 本会に顧問(1名)をおくことができる。

4 会長以外の役員については、必要に応じて人数を増減できる。

(兼任の禁止)

第7条 総務役員は、原則として他の役職を兼ねることはできない。ただし、非常事態等により、総務会以外の委員会が組織できない場合、他の役職を兼任することができるものとする。なお、その場合は、会員への通知または報告を必ず行うものとする。

(総務役員・会計監査・顧問の任期)

第8条 各職における役員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、必要に応じて運営委員会で選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(総務役員・会計監査・顧問の任務)

第9条 総務役員は、次の任務を行う。

- 一 会長は、本会を代表し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。なお、職務代行者の順位については、あらかじめ総務会において定めた順序によるものとする。
- 三 書記は、本会の活動を記録し、事務を担当する。
- 四 会計は、本会の会計を掌り、会計を担当する。

2 会計監査・顧問は、次の任務を行う。

- 一 会計監査は、本会の会計を監査し、総会において報告する。
- 二 顧問は、総務役員を補佐し、PTA諸活動の円滑な運営に助力する。

(少年指導員)

第10条 本会に少年指導員(1名)をおく。

2 少年指導員の任期は2年間とし、再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、必要に応じて運営委員会で協議のうえ選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 少年指導員は、本会の代表として我孫子市教育委員会より委嘱を受け、我孫子市少年指導員の活動に参加するとともに、安全委員会と連携し、会員および児童の防犯や安全に関する意識向上に努める。

(総務役員・会計監査・顧問・少年指導員の選出)

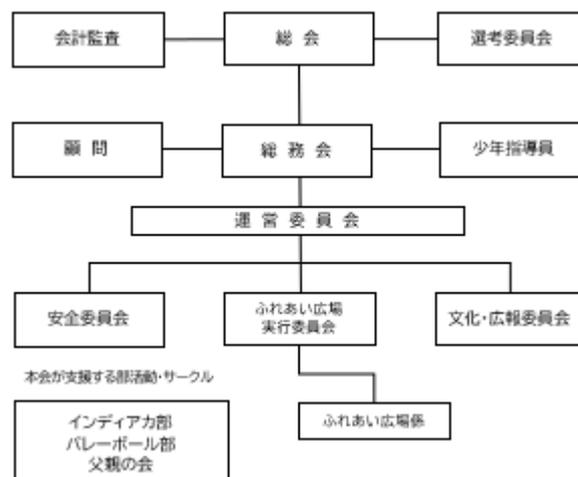
第11条 総務役員、会計監査、顧問および少年指導員の選出については、別途細則で定める。

第3章 組 織

(組織)

第12条 本会に、総会、総務会、運営委員会、文化・広報委員会、安全委員会、ふれあい広場実行委員会および選考委員会をおく。

<組織図>



第4章 会 議

(総会)

第13条 総会は、最高議決機関であり、会長が招集する。

2 総会は、定期総会および臨時総会とする。

一 定期総会は、4月または5月に開催する。

二 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、または、会員の2分の1(委任状も含む)以上が要求したときに開催する。

ア 大規模災害や感染症対策など非常事態または緊急事態(以下、「非常事態等」という。)により、運営委員会が招集できない場合は、総務会が必要と認めたとときに開催する。

三 総会の形式は、対面総会で行うものとする。

ア 非常事態等により、対面総会を開催することができないと総務会が判断した場合、書面または電磁的方法を用いて表決することができるものとし、会員に対して事前に通知する。

3 総会は、以下の議事を執り行う。

一 前年度活動報告および決算の承認

二 新年度活動計画および予算の承認

三 会則の改正

四 新年度総務役員の承認

五 その他必要な事項の審議および議決

4 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状も含む)をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、書面または電磁的方法を用いて表決する場合は、会員の2分の1以上の同意(議決権行使書の提出)をもって成立し、議事はその過半数をもって決する。

6 総会招集通知および議事の周知は、書面または電磁的方法により会員に対して事前に行う。

(委員会)

第14条 総務会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成し、会の運営にあたる。

2 顧問は、総務会の要求に応じて、相談役として出席することができる。

3 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、総務会、文化・広報委員会の正副委員長、安全委員会の正副委員長および、ふれあい広場実行委員会の正副委員長により構成し、総会の決定に基づいて、それぞれの活動を執行するとともに、各委員会の調整をはかる。

一 運営委員会は、会長が招集する。

二 構成員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

三 議事は、出席者の過半数をもって決する。

四 非常事態等により、運営委員会が招集できない場合は、総務会を総会に次ぐ議決機関とする。

五 会長は、運営委員会の構成員以外であっても、議事を進める上で必要と判断した関係者を参加させることができる。ただし、当該関係者は議決権を持たない。

4 選考委員会は、各委員会より選出された代表者1名と、教職員1名で構成する。

一 選考委員の氏名は、全会員に公表する。

二 選考委員会は、総務役員、会計監査および少年指導員を選出する。

三 互選により委員長と副委員長を選出する。

- 四 相談役として総務会より代表者が出席する。
 - 五 選考委員の任期は、委員会の発足にはじまり、総会における総務役員承認をもって終わる。
 - 六 非常事態等により、選考委員会が組織できない場合は、総務会がその任を代理し、会員に通知する。
- 5 文化・広報委員会は、各クラス1名ずつ選出された委員をもって構成する。
- 一 文化・広報活動を通じ、会員相互の理解と親睦をはかる。
 - 二 必要に応じ、ふれあい広場に参加協力する。
 - 三 正副委員長を選び運営委員とし、他1名は選考委員を兼ねる。
- 6 安全委員会は、有志によって選出された委員をもって構成し、以下の活動を行う。
- 一 安全委員会は、以下の活動を行う。
 - ア 児童の校外における健全育成、地域相互の親睦交流
 - イ 教育環境の整備等
 - ウ 安全パトロール活動
 - エ ふれあい広場への参加協力
 - 二 正副委員長を選び運営委員とし、他1名は選考委員を兼ねる。
- 7 ふれあい広場実行委員会は、有志によって選出された委員をもって構成する。
- 一 ふれあい広場等の活動を通じ、教育環境の向上をはかる。
 - 二 正副委員長を選び運営委員とし、他1名は選考委員を兼ねる。
- 8 係として、ふれあい広場係をおく。

第5章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 本会の会費は、教職員および会員1世帯あたり1学期につき1,000円とする。

また、途中入会/退会の場合についても同様に、会員1世帯あたり1学期につき1,000円とする。

(支出・決算の承認)

第17条 本会の支出は、総会において承認された予算に基づいて行う。

2 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を求めなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第6章 細 則

(細則の規定)

第19条 本会の運営に関して必要な事項は細則で定める。

2 細則は、会則に反しない限りにおいて、運営委員会の出席者の過半数をもって定める。

3 非常事態等により運営委員会が組織または開催できない場合は、総務会の全会一致の合意をもって定めるものとし、当該議決内容を会員に通知する。

第7章 改 正

(会則の改正)

第20条 会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第8章 個人情報取扱いに関する規程

第21条(個人情報の取扱い)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得・利用・管理等については「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用するものとする。

附 則

この会則は、令和2年6月18日より施行する(一部改正)。

この会則は、令和3年4月26日より施行する(令和3年度、一部改正)。

この会則は、令和6年4月17日より施行する(令和6年度、一部改正)。

改正履歴

日付	改正内容
—	初版作成
R2.6.18	●全体:一部改正
R3.4.26	●全体:一部改正
R6.4.17	●1 頁:基本的な考え方の 4 を改正(斜線部分を削除し、赤字部分を追記) 4. わが子の在学する6年間に、誰もが一度以上は委員となり「できる人が、できる時に、できることを行う」コミュニティとして、会員一人ひとりによって支えられる、新木小学校PTAであること。
	●全体:「PTA 組織改革委員」の廃止に伴い、組織図、会則全体から削除
	●全体:「地区委員会」→「安全委員会」に改名
	●5 頁:委員の選出定義を「義務的なもの」から「有志によるもの」に改正
	●5 頁:会費について、途中入会/退会の場合についての補足を追記